

監査に関する品質管理基準の設定及び監査基準の改訂について

◎昨年末以降…

- ・ 会計監査をめぐる非違事例の発生
- ・ 公認会計士・監査審査会によるモニタリングの進捗

➡ **監査法人等による監査の品質管理の充実 の必要性**

- ・ リスク・アプローチの適用の精緻化

(注)リスク・アプローチとは、虚偽の表示が生じるリスクを分析し、リスクが高い事項に重点的に監査人員や時間を充てる監査手法

◎国際的にも、米国や国際監査基準において、品質管理基準やリスク・アプローチの適用に係る基準の整備の動き

➡ 企業会計審議会において、監査基準等の整備

○ 新たに、監査法人等における、監査の品質管理基準を設定

監査契約の締結から、監査計画の策定、監査業務の実施、審査及び監査報告書の発行に至る各段階における品質管理体制の整備を求める。

→ 各監査法人等は、平成18年3月までに、品質管理体制を整備
(整備・運用状況は、日本公認会計士協会及び公認会計士・監査審査会がレビュー、モニタリング)

○ リスク・アプローチの適用に係る監査基準の改訂

監査人は、企業や企業環境についての十分な理解に基づき、虚偽の表示が生じるリスクを的確に分析。リスクの態様に応じて適切な監査手続を選択。

監査に関する品質管理基準のポイント

監査契約の締結

- 独立性等の確認
- 監査事務所の規模及び組織、監査実施者の能力・経験等を踏まえた監査契約の可否の判断



監査計画の策定

- 能力・経験・独立性・監査時間の確保等を勘案した監査実施者の選任



監査業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積及び伝達
- 監査実施者への適切な指示及び指導
- 十分な監査証拠の入手、監査調書の適切な作成
- 専門的な見解の問い合わせ



監査業務に係る審査

- 企業の状況に応じた適切な審査の実施
- 知識、経験、能力、独立性等を勘案した審査担当者の選任
- 審査内容の記録・保存



監査報告書の発行

- 監査上の判断の相違の解決など必要な監査業務の終了の確認

監査事務所間の引継

- 前任事務所から後任監査事務所への適切な引継
- 重要な虚偽の表示に係る情報等の伝達



品質管理体制の監視

- 品質管理体制に関する日常的監視、監査業務の定期的検証
- 監査事務所内外からもたらされる情報への適切な対処

リスク・アプローチの適用の精緻化

企業及び企業環境の理解

【財務諸表項目】

